

# 生活空間における当面の除染方針

平成 24 年 1 月

奥州市原発放射線影響対策本部

## 1 目的

東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故に起因した放射性物質の拡散に伴う放射線の影響について、市が所有する簡易放射線測定器を市民に貸し出すこと等により、市はもとより市民自らが生活空間における放射線量の調査を実施する。その測定結果をもとに、市と市民が協働で必要な除染対策をとり、自然豊かできれいな奥州市を一刻も早く取り戻し、安全・安心の確保を図ることを目的とする。

## 2 対象

奥州市全域

## 3 除染目標

除染は市民が受ける追加被曝量が年間1ミリシーベルト以下となることを目標とする。

## 4 除染の実施期間

平成24年2月から当分の間。(国及び県から新たな指示等があった場合は、早急に見直すものとする。)

## 5 測定及び除染体制

奥州市全域を対象とした生活空間の放射線量の低減を図るには、市と市民の協働による除染の取組が必要不可欠である。このことから、地区振興会、行政区、町内会、公衆衛生組合、PTA、子どもの保護者会や、更には事業所等奥州市民の力を結集して測定及び除染を行っていくものとする。

### (1) 測定

- ① 市 定点及び補完観測ポイント等の継続的測定を行う。【担当：市民環境部生活環境課】

- ② 市民 市が貸出す簡易放射線測定器を活用し、それぞれの地域における生活空間の測定及び市への情報提供を行う。【情報の受付担当：市民環境部生活環境課】

(2) 除染

- ① 市 市民が利用する公共施設の除染及び市民が行う除染活動の支援を行う。主な内容と担当課は次のとおり。
- ⇒ 公共施設の除染担当【公共施設所管課】
  - ⇒ 地区振興会、行政区、町内会等の地域の組織による除染の要請及び除染活動の支援に関する人員配置担当【総合政策部まちづくり推進課、総務部総務課、各総合支所総務企画課】
  - ⇒ 市民が行う道水路の除染及び汚染土の仮保管（仮埋設）に関する担当【都市整備部土木課、農林部農地林務課、各総合支所地域整備課】
  - ⇒ 市の公用地が仮保管（仮埋設）場所となる場合の担当【公用地の所管課】
  - ⇒ 市民が行う除染活動に係る手法等の啓発、使用する資材の配付及び埋設用機材に関する担当【市民環境部生活環境課、各総合支所市民環境課】
- ② 市民 行政区や町内会等のコミュニティ単位やPTA等の子どもの保護者組織等の市民組織毎に地域の道路・水路・集会施設等生活空間の除染を行う。
- また、自宅や事業所等の民有地にあつては、それぞれの所有者または管理者が除染を行う。

※ 除染方法の詳細については、別に示すものとする。

## 6 汚染土等の仮置き

除染で発生する放射性物質を含んだ汚染土等の仮保管（仮埋設）については、本来であれば原因者である東京電力並びに社会的責任において国が処分すべきものである。

しかし、国の原子力災害対策本部が平成23年8月に発した「除染に関する緊急実施基本方針」及び「市町村による除染実施ガイドライン」では、「国が行う抜本的な対応には一定規模の処分場の確保及び整備のための時間が必要であり、これを待っていたのでは迅速な除染が進まない恐れがあることから、当面の間は市町村又はコミュニティ毎に仮置場を持つことが現実的である。」としている。

このことから、奥州市においても当面の方針として次のとおりとすることとし、3年程度を目途に中間貯蔵施設への移送を含めて抜本的な処理方法について国に要望及び協議していくこととする。

(1) 地域の道路・水路・集会施設等の生活空間の除染に伴い発生した汚染土等の仮保管（仮埋設）は、国が示した方針に基づき地域毎に保管せざるを得ない状況であり、原則としては地域毎に場所を選定及び提供していただくことを基本としつつ、選定については地域においても大きな問題となることが予想されることから、市としても地域毎の事情に配慮しつつ積極的に地域と協議しながら進めるものとする。

※ 民有地を仮保管（仮埋設）場所とした場合は、使用面積に応じて固定資産税の減免等を行うことができるものとする。

(2) 自宅や事業所等の民有地の除染に伴い発生した汚染土等の仮保管（仮埋設）は、原則除染を行った敷地内に仮保管（仮埋設）を行う。

※ 仮埋設を行う場合の留意点

仮埋設を行う場合は、地下水への汚染物質の拡散を防ぐため、ビニール袋等の遮水性のある物で幾重かに包み込んでから埋設するものとし、また表示等により埋設場所を明らかにしておくものとする。

## 6 測定情報の共有

市及び市民が測定した放射線の測定値は、市に集約したうえで「放射線量測定マップ」を作成及び随時更新し、市のホームページへの掲載や市役所本庁または各総合支所、各地区センター等への掲示。学校や園だよりなどを通じて情報を共有していくものとする。

## 7 除染費用について

除染費用については、国又は東京電力㈱に対して請求することを前提とし、必要に応じて岩手県の補助金制度の活用を併せて行うものとする。